

秋田県営発電所の売電先選定プロポーザル実施要領にかかる質問回答(提案書に関するもの)について

	質問			回答
No	項目	実施要領 該当ページ	内容	内容
1	3「売電期間」 売電期間延長について	p.1	延長をする際に、発電所から受給する電力についての購入単価、および県内需要家向けプランの単価など契約内容の見直しについて協議させていただくことは可能でしょうか。 最大5年間ともなると、JEPX市場の市況等も大きく変わる可能性があり、需要家がより安価な電気を求めて他の小売事業者への切り替えなども予想されます。 可能であれば、令和8年度4月1日開始から1年ごとに協議をさせていただきたいのですが可能でしょうか。	協議については、契約期間の延長のみが対象となります。なお、延長が可能となるのは双方合意に至った場合に限りため、いずれかが契約期間の延長を希望しない場合に延長することはありません。
2	9「提案書」 辞退届について	p.3	辞退届を提出した場合、以後秋田県公営企業さまが実施される一般競争入札やプロポーザルなどへの参加不可など、ペナルティはありますでしょうか。	ペナルティはありません。
3	9「提案書」 (1)③その他、県が求めた資料等について	p.3	「その他、県が求めた資料等について」とありますが、具体的にどのような資料でしょうか。	例えば、事前に県または審査委員が必要と判断した提案書の内容に関する補足資料等を想定しておりますが、特段の事業により当該資料の必要性が生じた場合を除き、提出は求めません。
4	13「履行状況確認」 (3)契約解除の基準について	p.5	「履行状況が著しく不相当と認められる場合」とあり、発電所から受給した電力のうち、実際に需要家へ供給した電力量の割合などでご判断されるものと思いますが、具体的に不相当とされる基準をご教示いただけますでしょうか。 また、過去にも今回と同様のプロポーザルを実施され現在も継続されているかと思いますが、実際に不相当とみなされた事案はありますでしょうか。	提案書で示された料金プランの内容や販売計画における供給予定電力量が、実績との間で大幅な乖離が生じていると県が判断した場合であって、県がそのことに対する説明と是正を求めたにも関わらず、是正措置を講じない場合、または是正措置を講じても契約期間中の提案内容の実現が明らかに不可能と県が判断した場合は、「履行状況が著しく不相当」に該当し契約解除に至る場合があります。 なお、過去に不相当とみなした事案はありません。
5	13「履行状況確認」 (3)契約解除のタイミングについて	p.5	(2)において年2回履行報告を提出することとされておりますが、契約解除のタイミングも年2回となりますでしょうか。	質問番号4に対する回答のとおり契約解除の判断をしますので、タイミングは履行報告時期と異なる場合があります。
6	提案書「購入単価」 最低価格について	p.7	最低価格をご教示いただけますでしょうか。 ご教示いただけない場合、算定の考え方について詳しくご教示いただけますでしょうか。 過去の東北エリアにおけるスポット市場約定価格実績とありますが、直近1年間、過去3年分の平均価格をご参考されているなど、ご教示いただければ提案内容の参考にさせていただきます。	JEPXが公開する東北エリアプライスの直近5年間約定価格実績から、他の年度と比べ乖離があると判断した年度の価格を除外したうえで、平均したものを最低価格としています。
			2022年度はスポット市場が高騰し、他の年度と比較してもかなり特異な年であったと認識しておりますが、最低単価の設定にあたって参考とする期間に、2022年度は含まれますでしょうか。	
7	提案書「環境価値の有効活用等に関する説明」 モデルケースの契約内容について	p.7	弊社では、各需要家の要望に合わせて再エネ比率等を設定し単価等も柔軟に対応しております。 モデルケースに対して提案することは可能ですが、実際に需要家と契約する際に変更になってしまうのは問題ありますでしょうか。	県営水力発電を活用した料金プランにより供給した実績電力料金の平均単価が、モデルケースとしてご提案いただいた料金プランの電力単価と比較し同等であれば、個々の需要家との契約内容が提案内容と異なっていても問題ありません。
8	現在ご契約中の県内需要家について		令和5年4月1日より今回と同様のご契約を継続されているかと思いますが、現在売電先となっている小売事業者がご契約されている需要家について新たな小売事業者へ切り替え、もしくは提案をさせていただくことは可能でしょうか。	現在売電先としている小売事業者が契約している需要家を、新たな小売事業者へ引き継ぐことについて、県は関与しません。また、ご提案いただくことは妨げませんが、「販売計画の具体性、実現性」の評価項目において、実現性に関する根拠をお示しいただく必要があります。
9	県内への環境価値の有効活用について		県内を限定した需要家への供給が難しい場合、東北電力管内まで対象を拡大することは可能でしょうか。	電力の供給先については、評価基準において県内販売予定電力量が多いことを評価対象としていますが、県外の需要家に供給することは妨げません。ただし、「実施要領 1趣旨」のとおり、本公募は秋田県営発電所の電気が持つ環境価値の県内企業等による有効活用を目指し実施するものであることについて、ご留意ください。